ハラスメントを防止するためのガイドライン

（平成 22 年 1 月 18 日制定）

ハラスメント防止に対する基本方針

ハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つける行為であり、学生の学ぶ権利、教職員の教育・研究や働く権利への重大な障害となります。広島経済大学（以下「本学」という。）は、すべての学生および教職員等が個人として尊重され、ハラスメントを受けることなく、修学または就業できるように、ハラスメントの防止に全力をあげて取り組みます。万一かかる事態が発生した場合には、これに対し責任を持って迅速かつ適正に対処していきます。

ハラスメントの定義

ハラスメントとは、性別、社会的身分、人種、国籍、信条、年齢、職業、身体的特徴等の属性あるいは広く人格に関わる事項等に関する言動によって、相手方に不利益や不快感を与え、あるいはその尊厳を損なうことをいいます。以下4つのハラスメントを詳しく説明します。

（1）セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、相手を不快にさせる性的な言動をいいます。具体的には、以下のような行為がセクシュアル・ハラスメントにあたります。

［発言］

① 体つきについて品評する。
② 性的な、または下品な冗談を言う。
③ 個人的な性体験を尋ねたり、自分や他人の経験談などを聞かせる。
④ 意図的に性的な噂（生活の乱れなど）を流す。

［行動］

① 不必要に食事やデートに誘う。
② 不必要に自宅までの送迎を強要する。
③ 不必要に自分の住居や外泊先の自室に呼ぶ。
④ 執拗につけ回す。
⑤ 性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙や電子メールを送る。
⑥ 身体の一部（肩、背中、髪などすべて）に意図的に触れたり、抱きついたりする。
⑦ 性的な関係を強要する。
⑧ 以上のような行為を相手が断ると、研究上や部活動などでの指導や評価、成績、進路などで不利な扱いをする。あるいは、そうする意味のことを相手に伝える。
⑨ 異性であるという理由だけで、性格や能力、行動などにおいて劣っているなどと決めつけたり、それに基づいた行動をとる。
⑩ ヌードポスターなどを掲示する。

なお、ある行為がセクシュアル・ハラスメントに当てはまるか否かは、行為者の意図（親しみを表すため、軽い冗談など）には関係なく、もっぱらその行為が相手を不快にさせるかどうかによって判断されます。また、被害の場所は学内だけでなく、コンパやクラブ活動の場など、学外も含まれます。

（2）アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、教育・研究の場における、権力を利用した嫌がらせや差別のことです。性別を問わ

ず、研究活動、教育指導、暴力的発言や行為などで相手に身体的、精神的苦痛や負担、もしくは極度の不快感を負わせることをいいます。具体的には、以下のような行為がアカデミック・ハラスメントにあたります。

［発言］

① 「お前はバカだ」、「能なし」などと罵倒する。
② 「話すだけ無駄だ」、「こんな論文は見る時間の無駄だ」、「子どもの作文だ」などと人格を侵害する。

［行動］

① 不当に低い評価や正当な理由もなく単位を与えない。
② 心身の健康を害する可能性のあるような不当な課題を課す。
③ 文献・図書や機器類を使わせないという手段で、修学・就業を妨害する。
④ 「教育の一環である」、「個人指導をするから」と言って、不必要に居残りさせられたり、自宅に呼び出されたりする。
⑤ 自分の好意的誘いに応じなかったことを理由に、指導を排除したり不利益な取扱をする。

（3）パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、職権などの力関係を利用して、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、相手の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返し行い、精神的な苦痛を与えることにより、その人の働く環境を悪化させたり、あるいは雇用不安を与えたりすることです。具体的には、以下のような行為がパワー・ハラスメントにあたります。

［発言］

① 「クズ」「バカ」「辞めろ」などと言う
② からかいや皮肉を言う
③ 他の人が見ている前であえてどなりつける
④ 根拠のない批判を繰り返す
⑤ わざと噂やゴシップを広める
⑥ 何度もミスを非難する
⑦ 教育や指導の際、欠点ばかり強調する

［行動］

① 目や顔をあわせない
② 冷淡な態度をとる
③ さまざまな場面で無視する
④ 強くこづいたり身体的暴力を振るう
⑤ 攻撃的な態度で大声を出したり物にあたったりする
⑥ 会議などで存在しないかのように扱う
⑦ 孤立させる
⑧ 必要な情報を与えない
⑨ 貢献や業績を無視したり過小評価する
⑩ 他と比べて不公平な評価をする。また、それを黙認する
⑪ 必要な権限を与えず責任だけ増やす
⑫ 常に仕事を監視する
⑬ 他人のミスを負わせる

（4）妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント

妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントとは、妊娠や出産、育児休業等を理由に肉体的・精神的な苦痛を与えることです。具体的には、以下のような行為が妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントにあたります。

［発言］

① 「妊婦は残業なしでいいわね」「フォローする身になってよ」「子供がかわいそうじゃないの」「復職が難しかったら、大学に気を使わずやめても大丈夫だよ」などと言う。（妊娠・出産）

② 「男のくせに育児休業をとるなんてあり得ない」「自分だけ短時間勤務をしているなんて周りを考えていない。迷惑だ。」などと言う。（育児・介護）
③ 制度の利用を請求したいと上司又は同僚に相談したところ、請求しないように言う。

［行動］

① 昇進・昇格の人事考課で不利益な評価を行う。
② 雑務をさせるなどの就業環境を害する行為をする。
③ 不利益な配置変更をする。

ガイドラインの対象および適用範囲

（1）対象者

このガイドラインは、本学の構成員並びに関係者に適用します。

① 構成員とは、次の者を指します。

・本学園の役員、評議員

・教職員（専任教員、特任教員、客員教員、助手、任期付専任教員、非常勤教員、専任職員、嘱託職員、臨時職員の他、本学で就労している者全てを含む。）

・学生（大学院生、学部生、科目等履修生、研究生、外国人留学生、単位互換履修生の他、本学において修学する者を含む。）

② 関係者とは、次の者を指します。

・保護者

・退職教職員

・同窓生

・業務委託業者

・学園施設利用者

・その他本学の構成員と修学上・業務上の関係者と認められる者

（2）範囲

以下の範囲で適用されます。

① ハラスメントが本学の構成員相互間において発生又は問題となった場合、それが発生した場所・時刻を問わず、適用されます。

② ハラスメントが本学の構成員と関係者との間において発生又は問題となった場合にも、それが発生した場所・時刻を問わず、適用又は準用します。

ハラスメントに関する相談窓口

本学では、ハラスメントに対応するため相談窓口に相談員を置いています。「ハラスメントかな?」と思ったら、まずハラスメント相談員に連絡してください。相談内容がハラスメントにあたるかどうかを判断し、ハラスメントにあたる場合、どのような解決方法があるかを相談者へ知らせます。相談員は相談者の立場に立ち、親身になって相談の内容に耳を傾けます。相談者の名誉やプライバシーを厳守いたしますので、安心して相談してください。

（学生相談窓口）

学生相談室（本館1F、TEL・FAX082-871-1661）

保健室（本館1F、TEL082-871-1066）

相談員は男性、女性の両性がいますので、行きやすい窓口、相談員のところに行ってください（写真、氏名はポスター参照）。１人で行きにくいときは、親しい友人などと一緒でもかまいません。手紙、電話、ファックスなどでも受けつけます。

なお、相談員はハラスメントについての専門的な研修を受けています。

【解決について】

① 相談員に話す(相談)

② 加害者への意思表示

③ 加害者との話し合いを求める

④ 加害者に対しての措置を求める

どのような解決方法を取るかは、自分の意志で決めることができます。相談員はその方法を決めるためのお手伝いをします。すべての過程において、相談者がどのように考え、何を求めているのかを確認しながら行なっていきます。したがって相談者の了解なしにものごとを進めるということは決してありません。相談の段階では、相談者の名前や相談の内容について他に伝えることはありません。

調査委員会

調査委員会は、学長や相談員とは独立した組織で、公正・中立の立場で、事実関係を調査するところです。調査委員会のメンバーには、人権問題等検討委員長や弁護士等外部の専門家を含めることができます。ただし、加害者やその関係者など、相談者と利害関係にある者は調査委員会のメンバーにはなれませんので安心してください。なお、セクシャルハラスメントに関する調査委員会のメンバーは、男性、女性の両性で構成します。調査は開始後、原則として１ヶ月以内に終了します。

処分等

学長は、ハラスメントを行った学生に対し、学則に基づき処分を行うとともに、結果を公表し、相談者の修学上の環境改善や不利益の解消に必要な措置を講じます。

理事長は、ハラスメントを行った教職員に対し、就業規則に基づき処分を行うとともに、結果を公表し、相談者の就業上及び修学上の環境改善や不利益の解消に必要な措置を講じます。

ハラスメント防止のための啓発活動

本学は、快適な学園生活や職場環境、教育研究環境を阻害するハラスメントの予防・防止・根絶のため、その発生原因、背景、実情や問題点を解明し、十分な理解を得るように、教育・研修、調査・広報活動を通じ周知徹底、啓発活動を行います。

その他

① 心理的ケアが必要なときは、カウンセリングや医療機関の紹介を受けることができます。

② 調査等の進行状況を相談者に知らせます。

③ 相談、意思表示、調査へ協力したことによって、相談者が不利益な扱いを受けることはありません。もし、そのようなことが生じたときは、大学として厳しく対処します。

④ 相談者が故意に嘘の発言をした場合は、相談者も処分の対象となることがあります。

⑤ このガイドラインの改廃は、理事会に諮り、理事長が決定する。

改　正

このガイドラインは、令和３年４月１日から適用する。

ハラスメントの対処の流れ

（加害者が学生の場合）

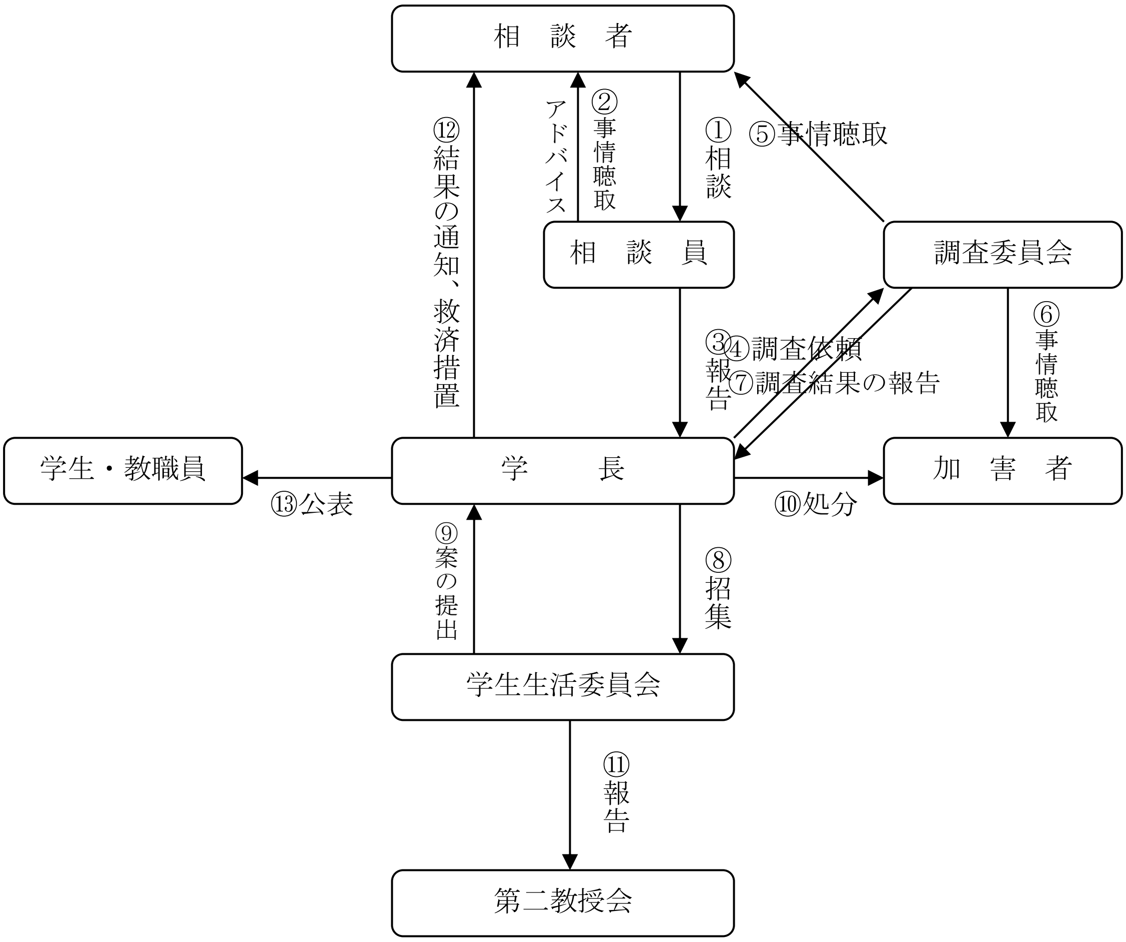

ハラスメントの対処の流れ
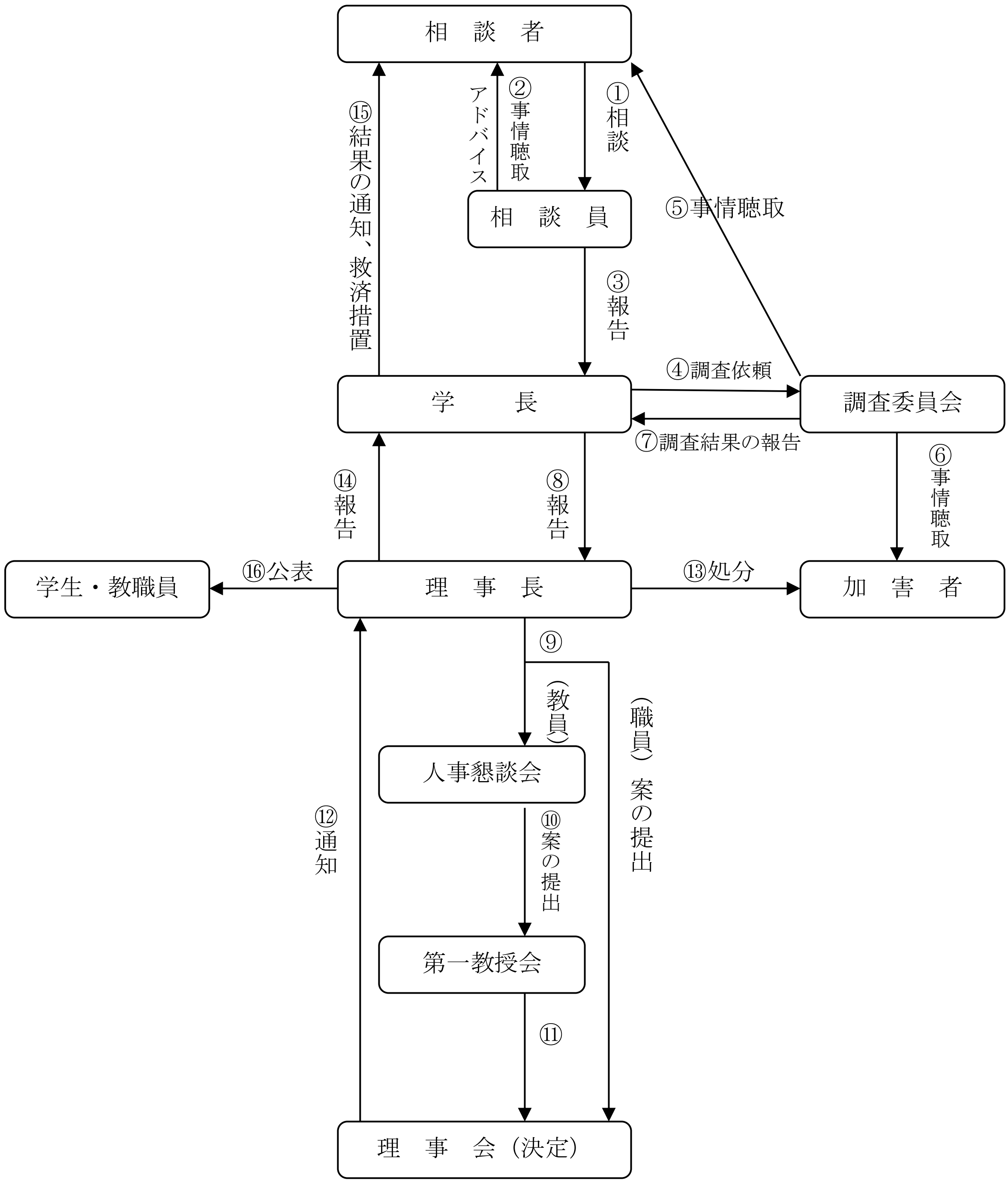
（加害者が教職員の場合）